

みよし市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、市の施設等に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集・応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 目的

市が所有する施設を有効に活用することにより、新たな財源の確保と施設等の知名度、サービスの向上等を図ることを目的とします。

3 概要

- （1）ネーミングライツとは、市と企業等との契約により、施設等の名称に企業名や商品名等を冠する愛称の命名権をいい、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の管理等に役立てるものです。
- （2）ネーミングライツによって付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設の名称を変更するものではありません。
- （3）ネーミングライツの募集は、本ガイドラインによるほか、みよし市広告掲載要綱及びみよし市広告掲載基準を準用して、各施設の所管課が、募集要項等を定め実施するものとします。

4 導入対象施設

- （1）ネーミングライツの導入対象となる施設等は、文化施設、スポーツ施設等の公共施設、公園、道路等のインフラ施設とし、市が公募した施設以外の施設を対象とした申出についても妨げないものとします。
- （2）選定しようとする施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者にネーミングライツの導入について伝達するとともに、募集に際し、施設管理上の支障等が生じないよう意見を聴取するものとします。

5 ネーミングライツ料の算定

ネーミングライツ料は、対象施設の利用状況や広告媒体等への露出状況などを勘案し、他自治体の類似する施設の例なども参考として、施設ごとに希望価格を設定するものとします。

6 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則として3年以上とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定するものとします。

7 愛称（命名条件等）

- (1) 愛称は、公共の施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等から市民や施設利用者に理解が得られるものとしします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容を市が推奨しているかのような市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの
- (3) 施設の特性に応じて、愛称に施設の所在地やキーワードを含める等、必要な条件を設定します。
- (4) 愛称が定着するまでの間、正式名称を併記することがあります。
- (5) 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は行わないものとしします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとしします。

8 ネーミングライツ・パートナーの募集方法

- (1) ネーミングライツ・パートナーは、原則、公募とし、以下の方法により募集します。
 - ア 施設特定型 市が選定した施設等について募集するもの
 - イ 提案募集型 施設等（市が施設特定型として選定したものを除く。）について、企業等からネーミングライツに係る自由な提案を募集するもの（広報、ホームページ等に対象施設を掲載）
- (2) 募集期間は、原則30日以上とし、募集要項等を作成し、広報、ホームページ等を通じ広く周知します。
- (3) 公募の結果、応募がなかった場合は、募集要項等に定める条件を見直した上で再度の公募を実施することができるものとしします。

9 応募資格

次の各号に掲げる企業等による提案は受け付けません。

- (1) みよし市広告掲載基準第3条に掲げる規制業種又は事業者に該当する者
- (2) その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当であると市長が認める者

10 導入までの手続

ネーミングライツ導入までの標準的な手続は、概ね次のとおりとし、その他の手続については、必要に応じて行うものとします。

- (1) 対象施設の選定、条件等調査（必要に応じ施設管理者等と事前協議）
- (2) 募集要項等の作成
- (3) 市広告審査委員会審査依頼
- (4) ネーミングライツ・パートナーの募集
- (5) ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定
- (6) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約締結
- (7) ネーミングライツ・パートナーの公表
- (8) 施設等の表示変更の準備
- (9) 愛称の使用開始

11 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、施設を所管する部局の職員等からなる選定委員会を設置し、優先交渉権者について審査及び選定を行います。また、必要に応じて有識者等の出席を求めることができますものとします。

(2) 審査

選定委員会は、応募資格を審査した上で、次の内容を書類審査によって総合的に評価し、必要に応じて応募者にヒアリングを行い審査するものとします。

また、審査にあたっては、募集ごとに審査基準を定めるものとしますが、主な審査項目は次のとおりとします。

ア ネーミングライツ料

市の希望に応じた金額か 等

イ 応募法人の状況

(ア) 応募資格を満たしているか

(イ) 財務状況及び経営状況（ネーミングライツ料の支払いは可能か）

(ウ) 地域貢献や地域振興等に対する理念 等

ウ 応募理由

対象施設に対する価値観の受け止め

エ 愛称

(ア) 対象施設にふさわしく、市民等にとって親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものか

(イ) 施設の管理運営上に支障が生じないか 等

オ その他審査において必要な事項

(3) 指定管理者との調整

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者との調整を要する事項について、必要に応じて協議することとします。なお、募集要項等において、指定管理者と事業目的が競合する者等は、優先交渉権者になれない可能性がある旨を記載しておくこととします。

(4) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができる者として、審査結果を基に応募者の中から選定します。優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と締結に向け交渉するものとします。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) 優先交渉権者との協議が整った場合は、ネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約締結したネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約に際して優先的に交渉することができるものとします。

(2) 契約締結後、当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページに公表します。

13 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。なお、屋外に設置する看板等については、愛知県屋外広告物条例等の規定に基づき設置すること。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、協議の上、変更時期を決定します。

14 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

15 その他

- (1) 庁舎、学校等、施設の性質上、愛称を付するのが適当でないとは判断するものは対象外とするほか、すでに市民公募等による愛称をもつ施設については、その経緯等を十分勘案して導入検討をするものとします。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが設置・変更等した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。
- (3) その他、契約書等に定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定します。

16 ネーミングライツ事業全般に係る問合せ先

みよし市役所 経営企画部 財政課

〒470-0295

愛知県みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8002 (直通)

FAX 0561-76-5021

E-mail zaisei@city.aichi-miyoshi.lg.jp

ネーミングライツフロー図

【施設特定型】

【提案募集型】

